

## 緑苑台ニュータウン 【東街区】全体概要

所在地	北海道石狩市緑苑台東三条三丁目1番他（地番）
交通	北海道中央バス「緑苑台東1条1丁目」停まで徒歩2分～徒歩11分 中央バス「緑苑台東1条1丁目」停（緑苑台線<麻08>）から札幌市営地下鉄南北線「麻生」駅まで乗車22分
総区画数	1080区画※
東街区開発面積	891,580.40㎡
土地面積	250.99㎡～2417.15㎡※
開発許可番号	都整第1-6号指令（平成元年4月5日） ・ 変更都整第4-18号指令（平成4年11月27日） 変更都整第6-11号指令（平成6年8月23日） ・ 変更都整第7-10号指令（平成7年8月21日） 変更都整第7-27号指令（平成7年8月21日） ・ 変更都整第8-7号指令（平成8年8月22日） 変更都整第8-13号指令（平成9年3月14日） ・ 変更都環第10-10号指令（平成10年9月9日） 都環第2211号指令（平成17年3月23日）
国土利用計画法に基づく事前確認制度	石振興第3-156号（平成7年11月9日）
造成工事完了時期	緑苑台ニュータウン【東街区】 平成7年10月9日造成工事完成済
地目	宅地
用途地域	第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域
地区計画	緑苑台ニュータウン地区地区計画
建ぺい率/容積率	第一種低層住居専用地域（低層専用住宅地区）建ぺい率：40%/容積率：60% 第二種低層住居専用地域（低層一般住宅地区）建ぺい率：40%※/容積率：60%※ 第一種住居地域（サブセンター地区） 建ぺい率：60%/容積率：200% 第二種住居地域（沿道サービスA地区・B地区・沿道業務地区）建ぺい率：60%/容積率：200% （ ）内は「緑苑台ニュータウン地区地区計画」の地区計画区域名となります。
土地権利/借地権種類	所有権
売主	三菱地所株式会社 国土交通大臣（15）第857号 ・ 住友不動産株式会社 国土交通大臣（17）第38号
問い合わせ先	緑苑台ニュータウン販売事務所（住友不動産株式会社 北海道事業所内） 10：00～18：00 定休日：火曜・水曜日 <b>電話: 0120-984-475</b> ※お申し込みの際は、身分証明書、ご印鑑、昨年分の所得証明書等をご持参ください。
備考	今後区画割を変更する予定があるため、総区画数並びに区画面積は変更になる場合があります。 ※第二種低層住居専用地域の法定建ぺい率につきましては、建ぺい率:50%/容積率:80%となっておりますが、 緑苑台ニュータウン地区地区計画により建ぺい率:40%/容積率:60%に指定されております。

次回更新予定日：2024年8月16日